○国土交通省告示第百二十号

製造過程自動車の型式認定に関する規程を次のように定める。

平成二十六年二月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

製造過程自動車の型式認定に関する規程

（目的）

第一条　この規程は、製造の過程にある自動車に関し、型式の認定を実施することにより、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。

（製造過程自動車の認定）

第二条　自動車を製作することを業とする者又はその者から自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）は、その製作し、又は販売する製造過程自動車（製造の過程にある自動車であって国土交通大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の型式について国土交通大臣の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、かつ、当該型式の製造過程自動車を提示しなければならない。

一　車名及び型式

二　車台の名称及び型式

三　申請者の氏名又は名称及び住所

四　主たる製作工場の名称及び所在地

3　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　当該型式の製造過程自動車の構造、装置及び性能を記載した書面

二　当該型式の製造過程自動車の外観図

三　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定のうち国土交通大臣が指定するもの（以下「製造過程自動車の保安基準」という。）に適合することを証する書面（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項の指定を受けた装置については、当該指定を受けたことを証する書面）

四　第三条第一項の検査（以下「製造過程自動車の出荷検査」という。）に関する業務組織及び実施要領並びに自動車検査用機械器具の管理要領を記載した書面

五　法第四十一条各号に掲げる装置（当該型式の製造過程自動車に備えるものに限る。）の検査の業務組織及び実施要領を記載した書面

六　第三条第一項に規定する製造過程自動車出荷検査終了証の発行要領を記載した書面

七　点検整備方式（自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条の技術上の情報を含む。以下同じ。）を記載した書面

八　第一項の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

4　国土交通大臣は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、第一項の認定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

5　国土交通大臣は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の認定をしなければならない。

一　当該型式の製造過程自動車の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに製造過程自動車の保安基準に適合すること。この場合において、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置（同条第七項の規定によりその型式について指定を受けた装置とみなされたものを含む。）は、製造過程自動車の保安基準に適合するものとみなす。

二　当該型式の製造過程自動車と同じ構造、装置及び性能を有する製造過程自動車が均一に製作されるよう品質管理が行われていること。

三　法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出（以下この号において「改善措置の届出」という。）に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等（法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。）が行った第一項の認定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている製造過程自動車に係るものにあっては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

6　国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る型式認定番号、車名及び型式並びにその製作者等の氏名又は名称及び住所について公表するものとする。

（書面の交付等）

第三条　前条第一項の認定を受けた製作者等（以下「認定製作者等」という。）は、当該型式の製造過程自動車を譲渡する場合において、当該製造過程自動車が次の各号に掲げる基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、製造過程自動車出荷検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

一　認定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有すること。

二　製造過程自動車の保安基準の規定に適合すること。

三　法第二十九条第二項又は法第三十条の届出をした車台番号及び原動機の型式が明確に打刻されていること。

2　認定製作者等は、当該型式の製造過程自動車の点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。

（変更等の届出）

第四条　認定製作者等は、第二条第三項第一号から第三号までの書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2　認定製作者等は、次の表の上欄に掲げる場合には、その旨を下欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。この場合において、同表の第一号の変更が第二条第二項第三号に掲げる事項に係るものであるときは、「申請者」は「認定製作者等」と読み替えるものとする。

一　第二条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があったとき	変更後遅滞なく
二　当該型式の製造過程自動車の製作又は販売をやめたとき	やめた日から三十日以内

3　国土交通大臣は、前項の表の第一号の変更が、第二条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を公表するものとする。この場合において、第二条第二項第三号の「申請者」は「認定製作者等」と読み替えるものとする。

（認定の取消し）

第五条　国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、第二条第一項の認定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作又は販売が行われた当該型式の製造過程自動車については取消しの効力は及ばないものとする。

一　当該型式の製造過程自動車が、製造過程自動車の保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったと認められるとき。

二　認定製作者等が第三条第一項の規定に違反したとき。

三　前条第二項の規定による届出（同項の表の第二号に係るものに限る。）があったとき。

四　認定製作者等が前条第一項又は第二項の規定に違反して届出をしなかったとき。

2　国土交通大臣は、第二条第一項の認定を取り消したときは、当該認定に係る型式認定番号、車名及び型式並びにその製作者等の氏名又は名称及び住所について公表するものとする。

（公表の方法）

第六条　第二条第六項、第四条第三項及び前条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。